

【今回の審議のポイント】

- これまでの審議会での意見を振り返り、検討を深めていくべき具体的な視点や内容についてご意見いただきたい
- 景観ビジョンの位置づけや使い方についてご確認いただきたい
- 景観づくりの取組方針に関して、行政が今後取り組むべきことについてご意見いただきたい

横浜市景観ビジョン（改定）

『横浜らしい豊かな風景をつくる』

第1章 景観づくりの基礎

みんなで共有する景観づくりの基本的な考え方

- 1 景観ビジョンとは
- 2 景観づくりの意義
- 3 景観づくりの姿勢
- 4 地域ごとの景観の特徴

1月政策検討部会で審議予定

第2章 景観づくりの方向性

地域ごとの景観づくりで考慮すべきことから（目標）

- 1 臨海部（工業地）（仮）
- 2 都心臨海部（仮）
- 3 高密度な既成市街地（仮）
- 4 郊外駅前および周辺（仮）
- 5 郊外住宅地（仮）
- 6 緑と農のある郊外（仮）

今回の主な審議範囲

第3章 景観づくりの取組方針

行政が取り組む景観づくりの方針

- 1 対話・協議による景観づくり
- 2 規制・誘導による景観づくり
- 3 景観づくりに係わる事業と調整
- 4 景観づくりの普及と協働

3月審議会で審議予定

実践編第1章 景観づくりの方法

みんなで景観づくりに取り組む際の基本的な進め方

- 1 景観づくりの対話・協議とは
- 2 景観づくりの流れ
- 3 景観づくりを支えるしくみ

実践編第2章 景観づくりの手がかり

地域の身近な景観づくりに役立つヒント

- 1 「手がかり」の読み方・使い方
- 2 手がかり一覧

横浜市景観ビジョンの改定について

第 1 2 1 回 横浜市都市美対策審議会 H28.09.08

1. 改定趣旨・進め方
 2. 改定方針（案）
 3. 都市美対策審議会における意見まとめ
 4. 行政の景観づくりの取組経過
 5. 景観ビジョンの役割
 6. 改定景観ビジョンの使い方イメージ
 7. 改定景観ビジョンの構成
 8. 行政の取組方針
- 参考．現行景観制度の運用上の課題

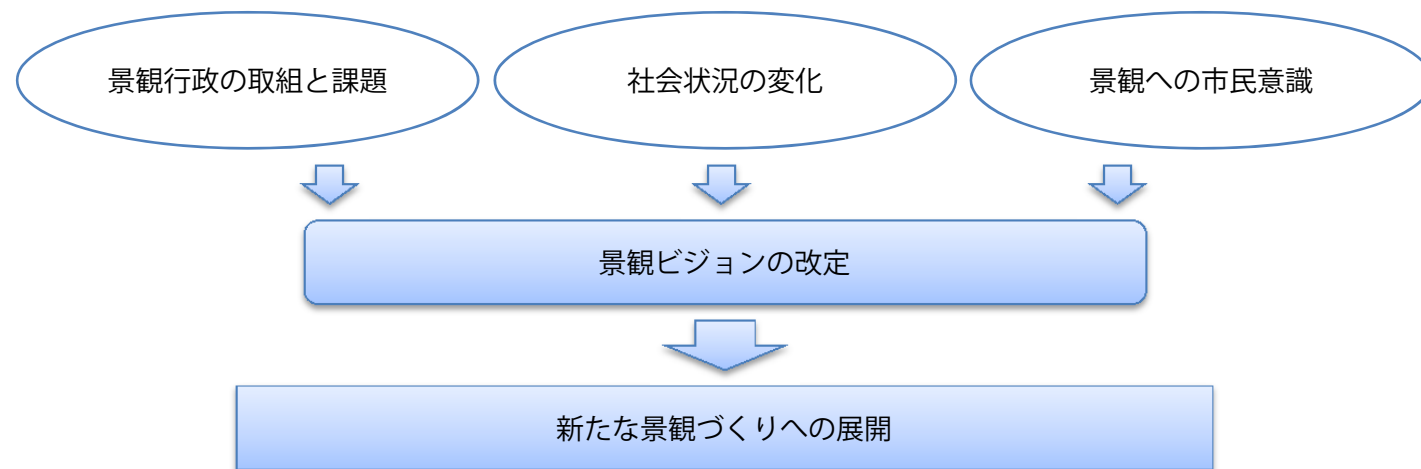
■改定趣旨

横浜市景観ビジョンは、「横浜らしい都市景観形成制度のあり方について」答申（横浜市都市美対策審議会）を受け、平成18年12月に策定された。当時制定された景観法および景観条例を運用することを目的に、本市の景観づくりの長期的な方向性を定めている。

景観ビジョンは本市の分野別計画として景観に係わる施策・取組の基本方針となるものであり、景観計画等の拠り所となる考え方として欠かすことのできないビジョンである。また、景観づくりは市民・事業者・行政の協働による個々の取組の積み重ねで進められるものであることから、基本的な考え方等を共有してより良い景観づくりに取り組むために景観ビジョンが活用されることが重要となる。

本ビジョン策定から約10年が経ち、横浜においても人口構成の変化などが進むことから、集約・再生型の社会状況にあわせた景観づくりの推進が必要となっている。一方、市民や事業者の創意工夫を活かしたより身近な景観づくりが重要になっており、これを推進していくことが求められている。こうした変化に対応していくため、景観ビジョンの改定を行う。

景観ビジョンの改定にあたっては、これまでの景観行政の取組と課題を検証しつつ、社会状況の変化にともなう景観づくりへの要請をふまえて検討を進めていく。また、景観に対する市民意識も確認しつつ、そのニーズをふまえながら景観づくりの基本的な方針を定めていく。



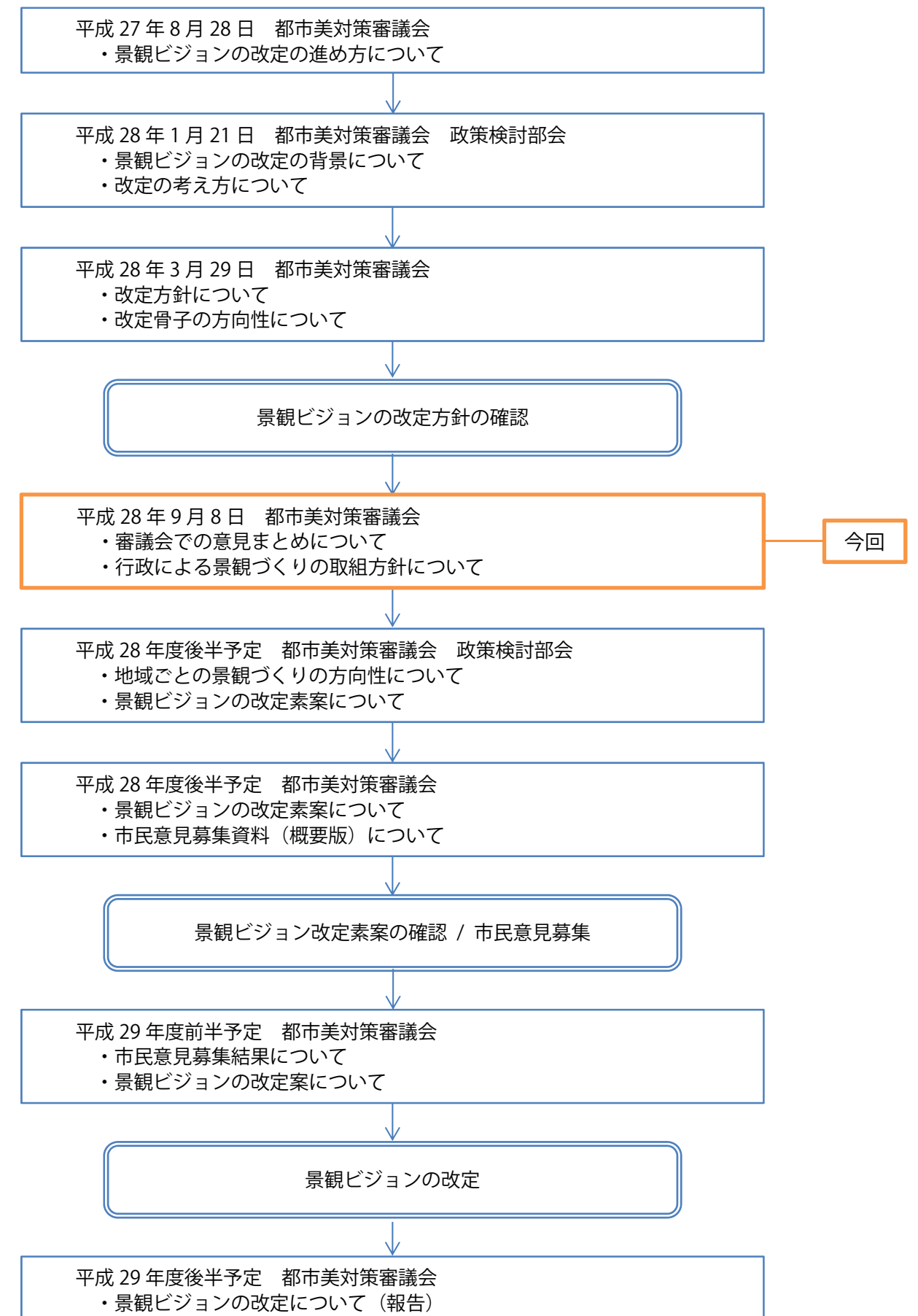
■改定スケジュール（予定）

- H27年度：基礎調査、改定方針・骨子作成、審議会検討
- H28年度：市民意識調査、改定素案作成、冊子等デザイン、審議会検討
- H29年度：市民意見募集、審議会検討、印刷・発信等

■改定の進め方

- (1) 横浜市都市美対策審議会（政策検討部会）
改定作業の要所で本会および政策検討部会において審議を行う。
- (2) 庁内検討
景観計画等の担当課を中心に随時検討会を行う。また、内容により各区役所、事業担当課との調整を行う。
- (3) 市民意識の把握
景観づくりへのニーズや課題を把握するためのヒアリング・アンケート等を行う。また、素案作成段階で市民意見募集を行う。
- (4) 景観ビジョンの発信
改定景観ビジョンの確定前から、景観に係わるワークショップなどを行うことを検討する。

■横浜市都市美対策審議会での検討スケジュール

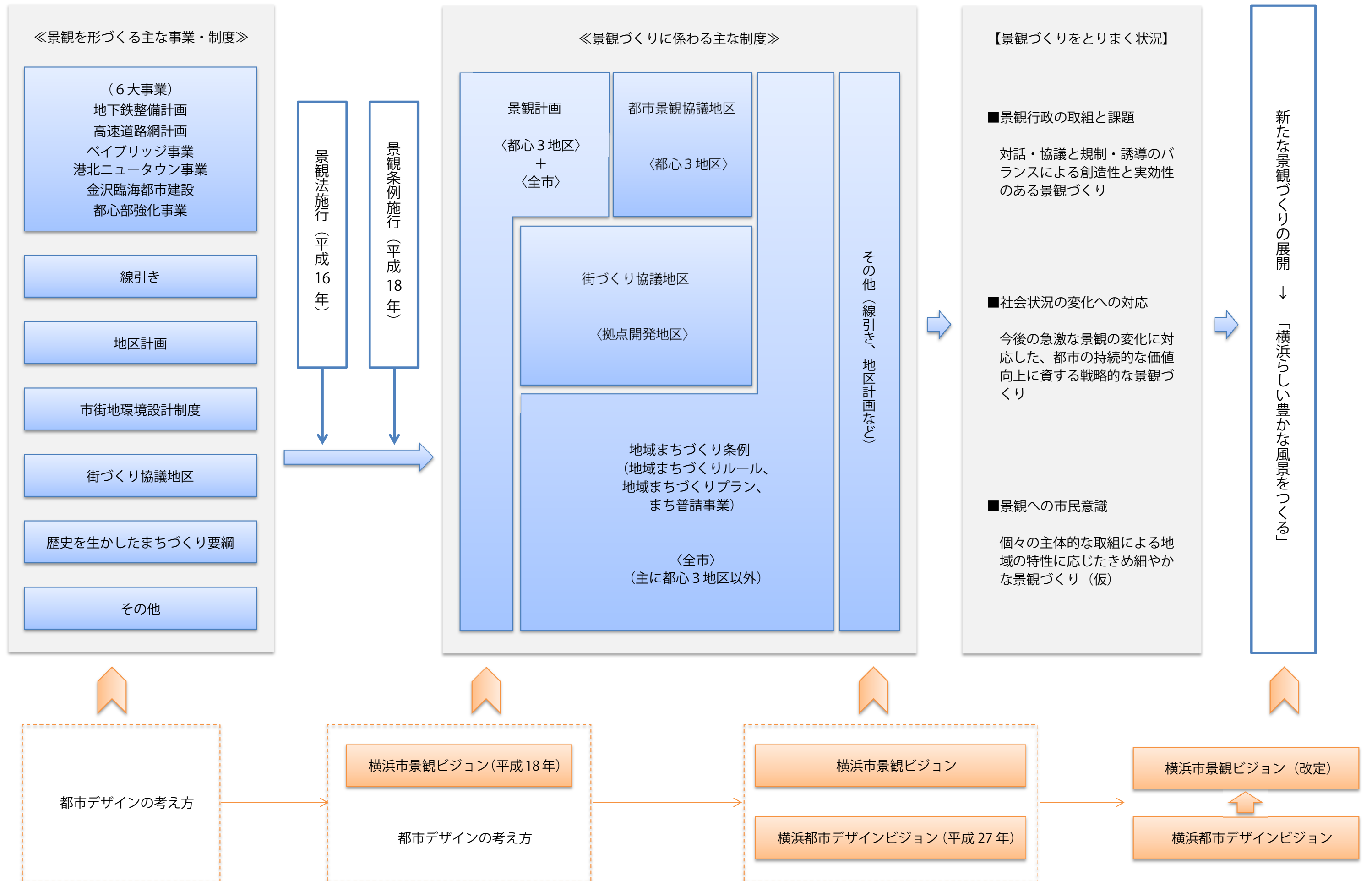


| 基本情報 | 計画名称 : 横浜市景観ビジョン | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|--------|--|--|---|--|--|---|---|--|--|--|--|
| | 策定年度 : 平成 18 年度 (当初策定)、平成 29 年度 (改定予定) | | | | | | | | | | | | | |
| 改定概要 | 所管課 : 都市整備局都市デザイン室 | | | | | | | | | | | | | |
| | 関連制度 : 景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 (景観条例) | | | | | | | | | | | | | |
| | 【改定の背景】 景観ビジョン策定から約 10 年が経ち、横浜においても人口構成の変化などが進むことから、集約・再生型の社会状況にあわせた景観づくりの推進が必要となっている。一方、市民や事業者の創意工夫を活かしたより身近な景観づくりが重要になっており、これを推進していくことが求められている。こうした変化に対応していくため、景観ビジョンの改定を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| | 【検討の枠組み】 景観ビジョンの改定にあたっては、これまでの景観行政の取組と課題を検証しつつ、社会状況の変化にともなう景観づくりへの要請をふまえて検討を進めていく。また、景観に対する市民意識も確認しつつ、そのニーズをふまえながら景観づくりの基本的な方針を定めていく。 | | | | | | | | | | | | | |
| | 【改定のポイント】 ○対話・協議と規制・誘導のバランスによる創造性と実効性のある景観づくり ○今後の急激な景観の変化に対応した、都市の持続的な価値向上に資する戦略的な景観づくり ○個々の主体的な取組による地域の特性に応じたきめ細やかな景観づくり (仮) | | | | | | | | | | | | | |
| 項目立て | 【活用する主な場面】 ○景観づくりに係わる施策・取組を計画するとき ○景観づくりに係わる行政のルールをつくるとき ○市民・事業者・行政で景観づくりの協議をするとき ○景観づくりの担い手を育成するとき | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <th>現行</th> <th>改定 (案)</th> </tr> <tr> <td>第 1 章 景観ビジョンについて 1 景観ビジョンとは 2 策定の背景 3 「景観」の示す範囲 4 景観形成の意義 5 市民、事業者、行政の役割 6 景観ビジョンの内容</td> <td>第 1 章 景観づくりの基礎 1 景観ビジョンとは 2 景観づくりの意義 3 景観づくりの姿勢 4 地域ごとの景観の特徴</td> </tr> <tr> <td>第 2 章 前提となる基本条件 1 景観をめぐる市民意識 2 景観を考える手がかり 3 景観をめぐる制度</td> <td>第 2 章 景観づくりの方向性 1 臨海部 (工業地) (仮) 2 都心臨海部 (仮) 3 高密度な既存市街地 (仮) 4 郊外駅前および周辺 (仮) 5 郊外住宅地 (仮) 6 緑と農のある郊外 (仮)</td> </tr> <tr> <td>第 3 章 景観形成の方向性 1 景観形成に取り組む姿勢 2 テーマごとの景観形成の方向性 3 地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性</td> <td>第 3 章 景観づくりの取組方針 1 対話・協議による景観づくり 2 規制・誘導による景観づくり 3 景観づくりに係わる事業と調整 4 景観づくりの普及と協働</td> </tr> <tr> <td>第 4 章 景観形成に関する行政の主な取組 1 規制・誘導 2 景観形成に関する事業の実施と調整 3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成</td> <td>【実践編 (仮称)】 第 1 章 景観づくりの方法 1 景観づくりの対話・協議とは 2 景観づくりの流れ 3 景観づくりを支えるしくみ</td> </tr> <tr> <td>巻末資料 1 : 「(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会」による 16 の着眼 2 : 横浜市の景観制度と景観ビジョン 3 : 「横浜市景観ビジョン」の策定の経緯 4 : 横浜市都市美対策審議会、(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会名簿</td> <td>第 2 章 景観づくりの手がかり 1 「手がかり」の読み方・使い方 2 手がかり一覧 楽しむ／見つける／考える／つくる／つなぐ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【資料集】 市民意識調査結果、実践編参考事例など</td> </tr> </table> | 現行 | 改定 (案) | 第 1 章 景観ビジョンについて 1 景観ビジョンとは 2 策定の背景 3 「景観」の示す範囲 4 景観形成の意義 5 市民、事業者、行政の役割 6 景観ビジョンの内容 | 第 1 章 景観づくりの基礎 1 景観ビジョンとは 2 景観づくりの意義 3 景観づくりの姿勢 4 地域ごとの景観の特徴 | 第 2 章 前提となる基本条件 1 景観をめぐる市民意識 2 景観を考える手がかり 3 景観をめぐる制度 | 第 2 章 景観づくりの方向性 1 臨海部 (工業地) (仮) 2 都心臨海部 (仮) 3 高密度な既存市街地 (仮) 4 郊外駅前および周辺 (仮) 5 郊外住宅地 (仮) 6 緑と農のある郊外 (仮) | 第 3 章 景観形成の方向性 1 景観形成に取り組む姿勢 2 テーマごとの景観形成の方向性 3 地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性 | 第 3 章 景観づくりの取組方針 1 対話・協議による景観づくり 2 規制・誘導による景観づくり 3 景観づくりに係わる事業と調整 4 景観づくりの普及と協働 | 第 4 章 景観形成に関する行政の主な取組 1 規制・誘導 2 景観形成に関する事業の実施と調整 3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成 | 【実践編 (仮称)】 第 1 章 景観づくりの方法 1 景観づくりの対話・協議とは 2 景観づくりの流れ 3 景観づくりを支えるしくみ | 巻末資料 1 : 「(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会」による 16 の着眼 2 : 横浜市の景観制度と景観ビジョン 3 : 「横浜市景観ビジョン」の策定の経緯 4 : 横浜市都市美対策審議会、(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会名簿 | 第 2 章 景観づくりの手がかり 1 「手がかり」の読み方・使い方 2 手がかり一覧 楽しむ／見つける／考える／つくる／つなぐ | |
| 現行 | 改定 (案) | | | | | | | | | | | | | |
| 第 1 章 景観ビジョンについて 1 景観ビジョンとは 2 策定の背景 3 「景観」の示す範囲 4 景観形成の意義 5 市民、事業者、行政の役割 6 景観ビジョンの内容 | 第 1 章 景観づくりの基礎 1 景観ビジョンとは 2 景観づくりの意義 3 景観づくりの姿勢 4 地域ごとの景観の特徴 | | | | | | | | | | | | | |
| 第 2 章 前提となる基本条件 1 景観をめぐる市民意識 2 景観を考える手がかり 3 景観をめぐる制度 | 第 2 章 景観づくりの方向性 1 臨海部 (工業地) (仮) 2 都心臨海部 (仮) 3 高密度な既存市街地 (仮) 4 郊外駅前および周辺 (仮) 5 郊外住宅地 (仮) 6 緑と農のある郊外 (仮) | | | | | | | | | | | | | |
| 第 3 章 景観形成の方向性 1 景観形成に取り組む姿勢 2 テーマごとの景観形成の方向性 3 地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性 | 第 3 章 景観づくりの取組方針 1 対話・協議による景観づくり 2 規制・誘導による景観づくり 3 景観づくりに係わる事業と調整 4 景観づくりの普及と協働 | | | | | | | | | | | | | |
| 第 4 章 景観形成に関する行政の主な取組 1 規制・誘導 2 景観形成に関する事業の実施と調整 3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成 | 【実践編 (仮称)】 第 1 章 景観づくりの方法 1 景観づくりの対話・協議とは 2 景観づくりの流れ 3 景観づくりを支えるしくみ | | | | | | | | | | | | | |
| 巻末資料 1 : 「(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会」による 16 の着眼 2 : 横浜市の景観制度と景観ビジョン 3 : 「横浜市景観ビジョン」の策定の経緯 4 : 横浜市都市美対策審議会、(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会名簿 | 第 2 章 景観づくりの手がかり 1 「手がかり」の読み方・使い方 2 手がかり一覧 楽しむ／見つける／考える／つくる／つなぐ | | | | | | | | | | | | | |
| | 【資料集】 市民意識調査結果、実践編参考事例など | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------|---|--------------------------|---|
| スケジュール | 1 年目 (平成 27 年度) | 2 年目 (平成 28 年度) | 3 年目 (平成 29 年度) |
| | 8 月 都市美対策審議会 | 1 2 月 政策検討部会 ヒアリング | 3 月 都市美対策審議会 |
| 市民意見の把握方法 | <ul style="list-style-type: none"> ■市民意識調査等 (平成 27、28 年度) 景観づくりへのニーズや課題を把握するためのヒアリング・アンケート等を行う ■市民意見募集 (平成 29 年度) 素案：局HPに全文掲載、各区窓口で概要版配布・全文閲覧、はがき等で募集 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■全般について ■景観形成ガイドラインについて (景観計画、都市景観協議地区) ■地域での景観づくりについて ■都市美対策審議会について (内容全般の確認について) ■景観づくりの普及・学習について ■景観による魅力づくりについて ■都市計画マスタープラン (地域別構想) との整合および区局連携について | | <ul style="list-style-type: none"> 都市整備局 景観調整課 都市整備局 都心再生課 都市整備局 みなとみらい 21 推進課 港湾局 賑わい振興課 都市整備局 地域まちづくり課 政策局 政策課 道路局 企画課 建築局 企画課 港湾局 賑わい振興課 環境創造局 政策課 教育委員会事務局 指導企画課 文化観光局 企画課 都市整備局 企画課 区役所 区政推進課 |
| 関係部署と調整を要する事項 | 上記のほか、必要に応じて関係各課へヒアリングや個別調整等を行う。 | | |
| 備考 | <p>【景観】 空間 (都市基盤や環境など)、営み (人々の生活・活動など)、感性 (人々の感情・感覚など) が一体となったもの・こと ＝歴史や風土、文化や伝統、人々や暮らし、技術や制度などを背景としてかたちづくられる場所の姿から、人が五感を通して感じとるもの・こと</p> <p>【景観づくり】 景観を維持・継承・改善・創出していく様々な活動</p> <p>【景観づくりの意義】 良好な景観づくりが個々・地域に心地よさ・楽しさ／誇り・愛着／潤いのある生活環境／活発な交流／魅力と個性／経済的利益などをもたらす循環が生まれ、持続的な横浜らしい豊かな風景がつくられていく</p> | | |

3. 都市美対策審議会における意見まとめ

| 項目 | 意見概要 | 対応の考え方 |
|--------------------|---|---|
| ① 景観制度と景観ビジョンの位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> 景観ビジョンの位置づけがわかりにくい。また、横浜の景観のしくみは輻輳・重層していて、どれを見ればいいのかわからない。全体から各地域へのつながりがわかるようにすべき。 景観の概念が広がってきているので、景観と都市デザインの内容の違いについて整理し、<u>景観ビジョンの位置づけを明確にしていく必要がある。</u> | <ul style="list-style-type: none"> → 景観ビジョンの中で、横浜の景観制度・しくみについてとりまとめ、わかりやすく伝えていく。 → 景観についても「空間」だけでなく、「営み」や「感性」も含めてとらえていく。 → 横浜都市デザインビジョンを景観づくり（都市デザイン）の考え方の基礎とする。横浜市景観ビジョンを、その考え方を発展させて目標や取組などを定めた景観づくりの方針とする。 |
| ② 現行景観ビジョンの継承 | <ul style="list-style-type: none"> 現行のビジョンのかなり多くの部分は継承されていくべきで、再編集・再構成して、より伝わりやすい形に組みかえるということがほとんどではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> → 基本的に現行景観ビジョンの内容を継承し、再編集を行う。現行景観制度の運用や社会状況等の変化で生じてくる課題などについては、対応すべき方向性等を追記していく。 |
| ③ 景観づくりの検証や評価 | <ul style="list-style-type: none"> 景観ビジョンをもとに取り組んできた成果や課題の検証を行い、なぜ改定するかなどがわかるように背景を整理する必要がある。また、横浜の景観づくりに対する外部の評価を受けることも重要。 景観づくりの質を高めることが結果的に市民の幸せにつながり、市のインカムにもつながっているということを支持してもらえそうなメッセージを出していけると良い。 | <ul style="list-style-type: none"> → 景観行政の取組と課題、社会状況の変化、景観への市民意識の3点から検証を行い、改定の背景の整理を行っていく。また、景観づくりの継続的な検証・発信・評価獲得に係わる行政の取組を充実させていく。 → 景観づくりの質を高めることが横浜の価値を高めることになるというメッセージを景観ビジョンに記載していく。 |
| ④ 改定景観ビジョンの使い方と運用 | <ul style="list-style-type: none"> 景観ビジョンはどのような使い方をするのか。また、景観の改定については事業者の力が大きいですが、事業者にとって景観ビジョンはどういう役割を果たすものになるのか。 景観ビジョンに書いてあることをどう運用し、取り組んでいくのか。アーバンデザイナーのような専門的な能力を持つ人を、市や地域の中で育てていく必要があるのではないか。 対話・協議を進化させていくなれば郊外が重要。郊外の場合は、市民の方が頼っていくのは区役所になるため、<u>区役所の体制をととのえて区局の連携を強くしていかないといけない。</u> 「景観」だけで取り組むという時代ではなくてきている。環境問題、市民まちづくりなどの様々な視点で庁内・地域・専門家等にも働きかけて、地域の状況に対応しながらやっていくことが必要。また、他の政策とも絡ませながら検討していくことが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> → 景観ビジョンは、主に①景観づくりに係わる施策・取組を計画するとき、②景観づくりに係わる行政のルールをつくる時、③市民・事業者・行政で景観づくりの協議をする時、④景観づくりの担い手を育成する時に使っていくことを想定する。 → 行政の取組として、職員の景観づくりのノウハウの向上や専門的な人材の育成、地域における景観づくりの担い手の育成などを記載していく。 → 郊外を含め、各区との連携を強化していく（具体策は今後検討）。 → 行政の取組として、様々な分野の活動連携や地域の担い手・アドバイザー等の育成を行っていくことなどを記載していく。 → 局内・庁内の検討会などを通して、地域まちづくりなどのまちづくり関連政策との調整を行う。 |
| ⑤ 改定景観ビジョンの作り方 | <ul style="list-style-type: none"> 景観づくりの方向性は、区ごとにワークショップを行い、<u>景観的な価値を共有しながらつくっていくべきではないか。</u>また、郊外部では、トップダウンではなく、<u>今までの地区計画や建築協定などを積み上げながら現場にフィットしたものにしていく必要がある。</u> 現場と景観づくりの施策がリンクしていくためのビジョンとしていくのであれば、景観づくりの方向性で土地利用等に基づいた景観の目標像を描くということが本当に必要なのか、有効なのか。 実践編が大事ではないか。わかりやすい模範などの現場の方々から参考になるようなものや景観などにあまり詳しくない市民も一緒にやっていきたいと思えるようなものが散りばめられていると良い。 景観ビジョンを読んで当事者意識を持てるように、グラフィックデザインやコピーライトを工夫し、現場目線の表現をしていくべき。 | <ul style="list-style-type: none"> → 景観ビジョンで地域全体の景観的特徴（手がかり）を示しつつ、改定された景観ビジョンを使って地区ごとの価値を発見・共有していくワークショップなどを実施していく。郊外部については、改めて地区計画や建築協定などを調べた上で、書き込みを行っていく。 → 各地域の魅力を育てていくときの手がかりとなるよう、地域分類や目標像の検討を行う（具体的には今後検討）。 → 実践編を中心に、地域の方々から参考となる景観づくりの視点や方法、取組事例などを盛り込んでいく。 → スケッチや写真を多用して読みやすい仕立てとしていく。また、景観ビジョンの構成をシンプルでわかりやすいものとしながら、文章表現もよりやわらかいものにしていく。 |
| ⑥ 景観づくりの普及と担い手 | <ul style="list-style-type: none"> 市の計画は、地域（市民）には浸透していない。<u>地域連携の場やこどもにも浸透させていくことが必要。</u>特に郊外部では、市民感覚として景観が自分たちにも関係があるというイメージを抱きにくい。 地域からの景観づくりが大事であり、様々な取組をしている熱心な方や地域の景観づくりを支援する専門家などを中心に景観づくりをしていくと良い。 区ごとにこんな体制をつくるのか、市民と連携して専門家を派遣するとか、あるいは仲介するとか、そういう全体的なしくみのデザインを提案すると市民も関心を持つのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> → 景観ビジョンを地域の方々に手に取ってもらい、使ってもらいやすいデザインとしていく。 → 景観ビジョンそのものを広報していくとともに、景観ビジョンなどを使った市民向け講座などを通して景観づくりを普及し、ビジョンの共有を進めていく。また、景観づくりが日常生活と密接に関わっていることを示していくことで、景観ビジョンと地域の活動が深く関わっていることを伝えていく。 → 景観づくりの講座などを通して、地域の景観づくりの担い手を育てていくとともに、地域まちづくり条例などのしくみと連携して専門家による支援体制を充実させていく。 |
| ⑦ 景観ビジョン改定のねらい | <ul style="list-style-type: none"> 予算と人材、それを実行するシステムを位置づけていく根拠として景観ビジョンの意味は大きい。<u>景観ビジョン改定による獲得目標をどこに置くのか</u>を考えていくべき。 まちが疎になっていくことなどの背景もふまえつつ、当面10年間にモデル的・戦略的にこのように景観づくりを進めたいとか、そういう場所を掲げるということも重要ではないか。これから横浜市はどうやって景観づくりをしていくかというような姿勢が表れてくると景観ビジョンが生きてくるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> → 景観づくりをより一層推し進め、持続的な横浜らしい豊かな風景をつくっていくことを示すため、景観ビジョンに基づく行政の取組を拡充していく。 → 専門家や区による景観づくりの支援のしくみの充実、景観づくりの評価と普及を今後の重点的な取組として検討していく。また、景観法や景観条例のさらなる活用を進めていく。 |



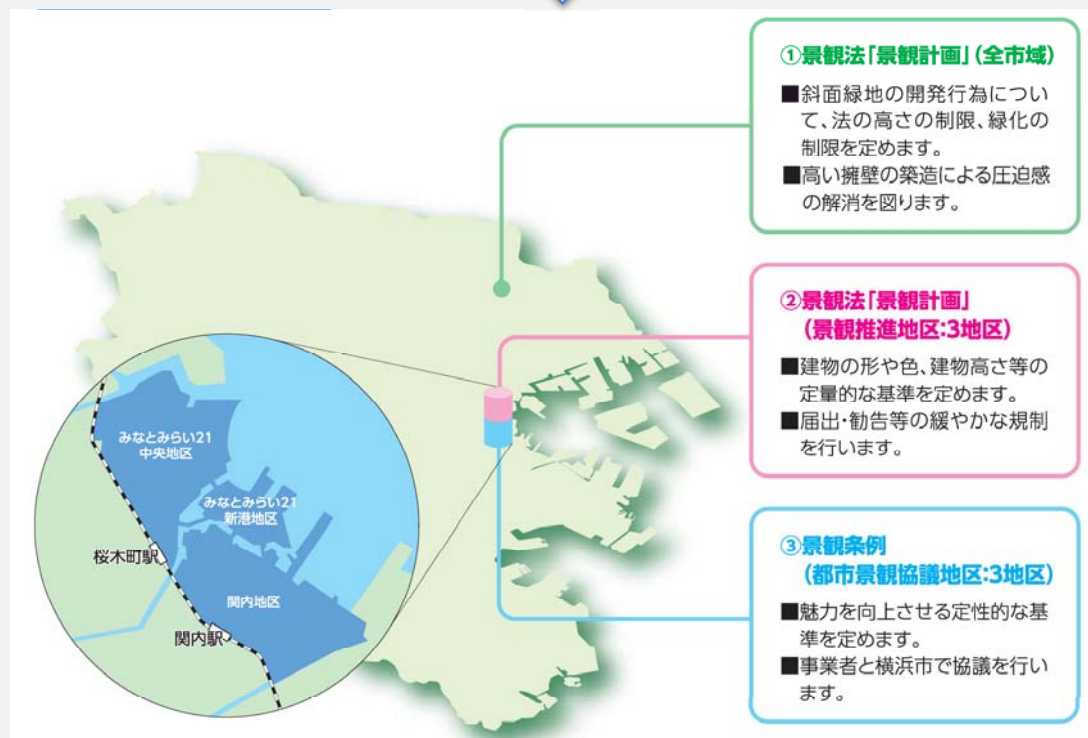
■景観行政を支えるもの

景観ビジョン



- 【理念】「市民生活の質を高める」「都市コミュニティを育む」「都市に新たな活力を創出する」ため、良好な景観づくりを行うことをみんなで共有する
- 【目標】景観的な特徴を手がかりに地区ごとの景観づくりの方向性を定める
- 【取組】景観行政として「規制・誘導」「事業の実施と調整」「意識の醸成」を行う

運用する



役割：行政の取組を定め、景観制度を運用する方針となるもの

■景観づくりの担い手を支えるもの

景観ビジョン

景観ビジョンの姿勢・視点・目標・取組などが、景観づくりに係わる日常的な活動の基礎となる



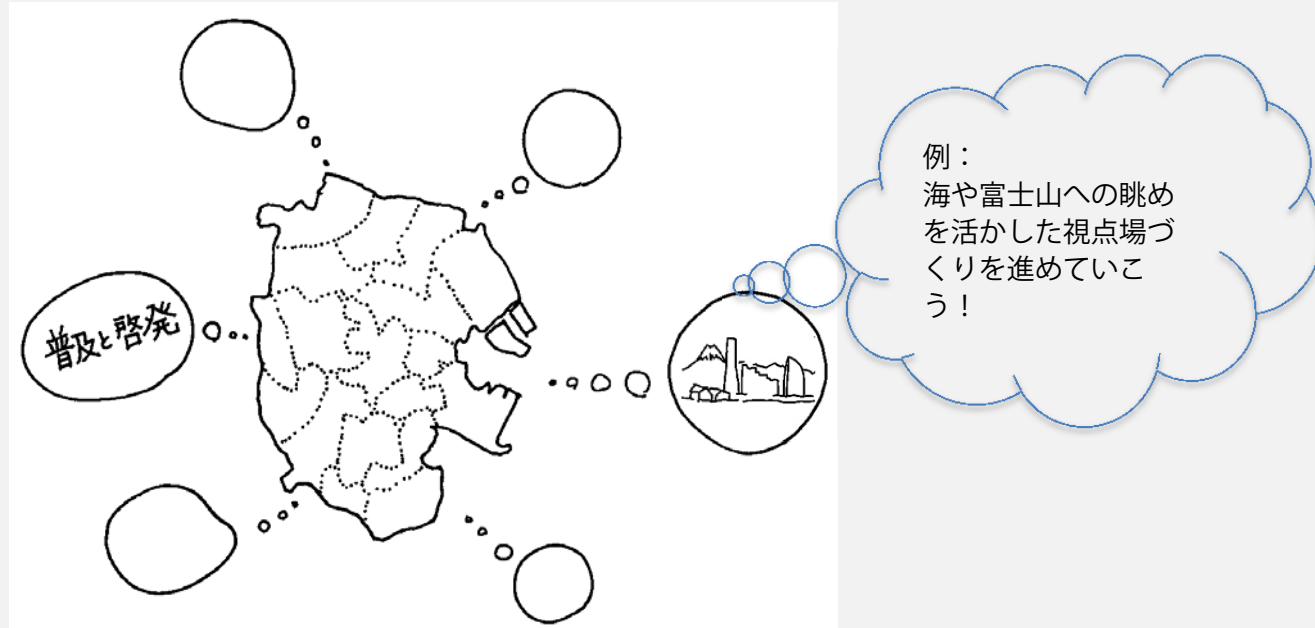
役割：市民・事業者の身近な景観づくりの活動の方向性を指し示すもの

横浜らしい豊かな風景をつくる

■景観づくりに係わる施策・取組を計画するとき

【想定例】 行政が重点的に実施する施策を定める考え方とする
 地域ごとの景観づくりの方向性を検討する基本的な考え方とする
 個別の事業（開発行為）の景観の方針として参照する

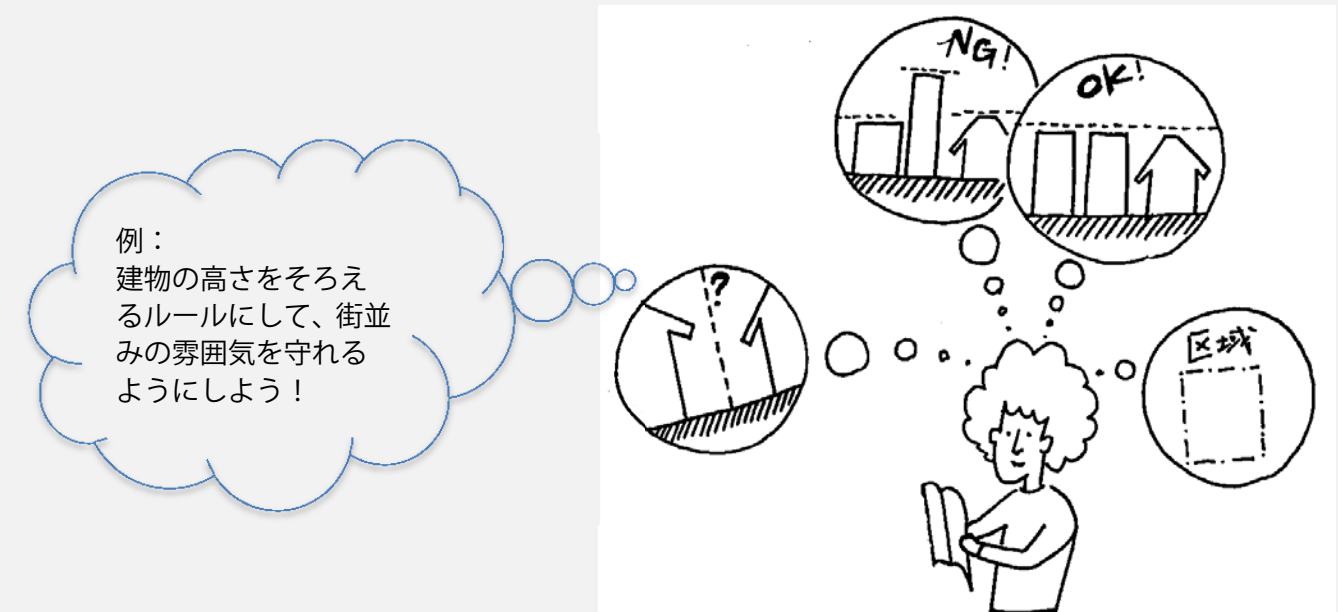
など



■景観づくりに係わる行政のルールをつくる時

【想定例】 都市景観協議地区の策定や改定の際の方針とする
 景観計画の策定や改定の際の方針とする
 地区計画等の景観に係わる規定をつくる際の考え方とする

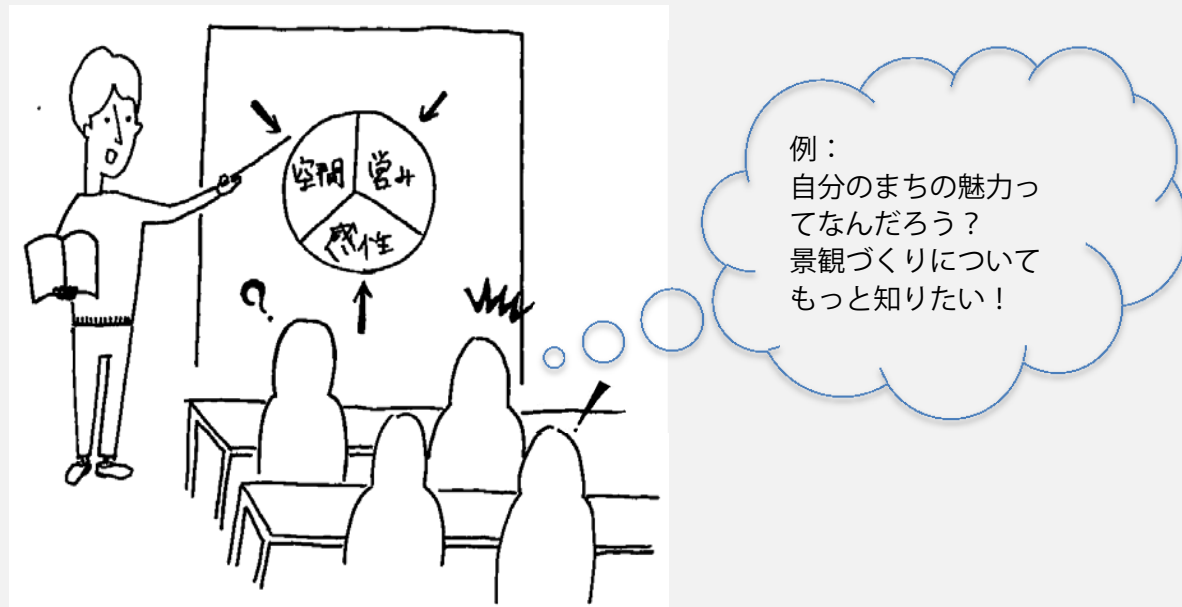
など



■景観づくりの担い手を育成するとき

【想定例】 職員向けの景観づくり研修の基礎資料とする
 設計者（事業者）が横浜の景観づくりに理解を深める
 地域の景観づくりの担い手が身近な景観の特徴を知る

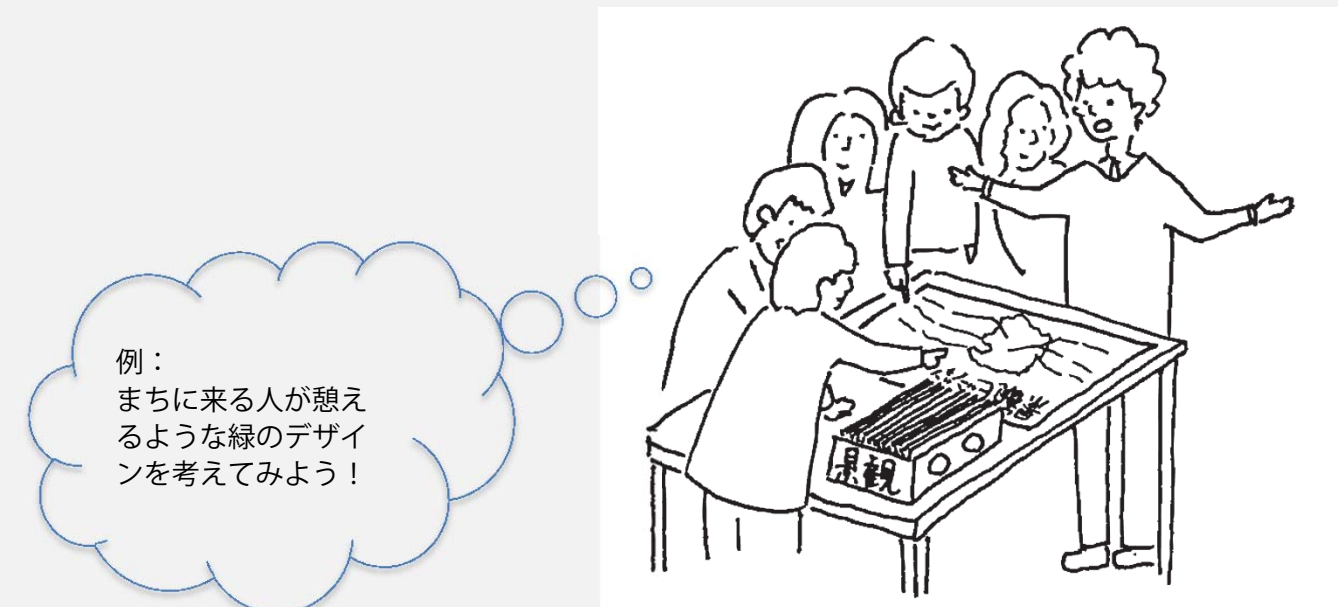
など



■市民・事業者・行政で景観づくりの協議をする時

【想定例】 景観協議の窓口で景観形成の方針を話し合う
 地域の個性を活かした景観の姿を住民同士で話し合う
 専門家が景観づくりのアドバイスをする視点とする

など



横浜都市デザインビジョン

『横浜らしい豊かな風景をつくる』

都市への着眼点 【空間】 【営み】 【感性】

共有する価値 【創造性】 【親近感】 【寛容性】 【有機的】 【物語性】



横浜市景観ビジョン（改定）

『横浜らしい豊かな風景をつくる』

第1章 景観づくりの基礎

みんなで共有する景観づくりの基本的な考え方

- 1 景観ビジョンとは
- 2 景観づくりの意義
- 3 景観づくりの姿勢
- 4 地域ごとの景観の特徴



第2章 景観づくりの方向性

地域ごとの景観づくりで考慮すべきことから（目標）

- 1 臨海部（工業地）（仮）
- 2 都心臨海部（仮）
- 3 高密度な既成市街地（仮）
- 4 郊外駅前および周辺（仮）
- 5 郊外住宅地（仮）
- 6 緑と農のある郊外（仮）



第3章 景観づくりの取組方針

行政が取り組む景観づくりの方針

- 1 対話・協議による景観づくり
- 2 規制・誘導による景観づくり
- 3 景観づくりに係わる事業と調整
- 4 景観づくりの普及と協働

実践編第1章 景観づくりの方法

みんなで景観づくりに取り組む際の基本的な進め方

- 1 景観づくりの対話・協議とは
- 2 景観づくりの流れ
- 3 景観づくりを支えるしくみ

実践編第2章 景観づくりの手がかり

地域の身近な景観づくりに役立つヒント

- 1 「手がかり」の読み方・使い方
- 2 手がかり一覧

1 対話・協議による景観づくり

（1）有益な対話・協議の場づくり

話し合いや助言・相互提案などを行い、より質の高い景観づくりにつなげていきます。主要な事業・開発については、開かれた場での専門家等による景観の検討を行います。

◇横浜にふさわしい都市景観および魅力ある都市景観の創造を図るため、景観に与える影響が大きい行為については都市美対策審議会における審議を行います。

◆望ましい景観づくりに寄与していくため、基本構想や基本設計段階などの事業の早い段階において、創造性と実効性の高い対話・協議（デザインレビュー）を実施していきます。

◆地域にふさわしいまちづくりの方向性を共有できるよう、分野（文化芸術や教育、福祉など）や主体（市民、事業者、行政）を横断して景観づくりを考えていくシンポジウム等を開催していきます。

（2）対話・協議の円滑化

対話・協議の基本的な考え方や進め方など、事前に景観づくりをわかりやすく伝えていきます。また、専門的な知見もとり入れながら、対話・協議を円滑に進め、質の向上を図ります。

◆景観アドバイザー制度を柔軟に活用し、それぞれの事業や地域における景観づくりを継続的に支援していただけるように専門的な助言を行っていきます。

◆景観づくりへの理解を深め、対話・協議の活性化を促していくため、ワークショップ等で用いるコミュニケーションツールを開発していきます。

◇市民・事業者・行政がともに景観づくりを考え、合意形成を進めるきっかけとなるよう、地域ごとの景観づくりに対する意識やニーズを把握していきます。

（3）景観行政の総合的な体制強化

それぞれの対話・協議に対応し、市民や事業者の創意工夫を生み出していくため、行政の連携・調整機能の強化や人材育成を行います。特に、景観づくりの現場に近い区と局の連携強化を図ります。

◆関連する局区で組織する連絡会等の開催を通して、各地域の景観づくりや景観制度の運用状況を検証し、庁内での課題共有を図っていきます。

◆区づくりにおいて景観の視点を充実させつつ、各区の総合調整による地域の活動の支援を行い、身近な景観づくりを推進していきます。

◆対話・協議経過の共有、職員向けの研修などを行い、行政窓口の対話・協議の技術の向上と景観づくりの専門的な人材の育成を図ります。

2 規制・誘導による景観づくり

（1）基本的な景観制度の運用

都心臨海部を中心に景観づくりの規制・誘導を行っていきます。また、そのほかの地域についても、景観づくりの進展・定着とあわせ、担保性の高い景観法を活用した景観づくりを検討していきます。

◇景観法に基づき基本的なルールを運用し、市内全域の良好な景観を維持しつつ、地区の特徴に応じた景観づくりを行います。

◇歴史文化などの景観に特徴のある地区については、良好な景観の維持向上を図るために景観計画の拡充を検討します。

◆景観計画に基づく届出の状況や社会状況の変化をふまえつつ、さらに景観の質を向上させるため、各地区の景観計画の見直しを検討します。

（2）創造的な景観制度の活用

地域ごとの魅力を引き出していきめ細かい規制・誘導では、景観条例を活用していきます。創造的な対話・協議のしくみをととのえ、景観の質の向上を図ります。

◇景観条例に基づく創造的なルールを運用し、地区の特性に応じたきめ細かい景観づくりを通して地域の魅力を一層高めていきます。

◇地域の総合的な魅力づくりを行うため、面的な開発や大規模な土地利用転換などの機会をとらえ、都市景観協議地区の拡充を検討します。

◆景観協議の実績や社会状況の変化をふまえつつ、さらに景観の質を向上させるため、各都市景観協議地区の行為指針の見直しを検討します。

（3）様々な景観関連制度の連携

地域ごとの景観づくりの状況にあわせ、多様な制度を活用した規制・誘導を行います。また、担保性の高い制度や自由度の大きい制度などを併用するなどして、柔軟な制度運用を行っていきます。

◇地区の特性にあった景観づくりが日ごろから行われるよう、地域と連携して地域まちづくりプランやルールを作成していきます。

◆地域住民主体で建築協定と景観協定をあわせて運用し、工作物等を含めた様々な景観要素について実効性のある規制・誘導を行います。

◆庁内各部署が連携して、土地取引や建築の相談・許認可などと連動した早期に対話・協議を行うしくみを構築していきます。

【凡例】

◇：現行景観ビジョンから継続する取組

◆：改定景観ビジョンでの新規・拡充の取組

3 景観づくりに係わる事業と調整

（1）公的空間の利活用

道路や河川、公開空地などの公的空間を積極的に活用し、新たなにぎわいを創出していきます。また、それらの活動を地域の魅力として維持向上させていくため、地域主体の運営・活用を推進していきます。

- ◆公的空間の利活用に係わる事前情報の充実、相談窓口の設置、許認可手続き等の支援を行い、市民・事業者による利活用の促進を図ります。
- ◆地域資源を活用した景観づくりを積極的に行うエリアマネジメント団体に対して、活動や取組の技術支援を行っていきます。
- ◆公的空間の利活用を持続的に進めていくための財源確保や制度的な位置づけの担保など、場所にあわせた利活用のしくみを検討していきます。

（2）景観資源の保全と活用

歴史的建造物やシンボルツリーなどの地域の特徴となる景観資源の保全を行います。また、屋外広告物や空き地なども含め、身近な景観を多面的にとらえて活用し、景観の維持向上につなげていきます。

- ◆各地域の景観資源の発掘・収集を行い、（仮称）よこはま 18 区の景観として身近な景観の魅力とストーリーを発信していきます。
- ◆景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や特定景観形成歴史的建造物の指定を拡充していき、実効性のある景観資源の保全を行います。
- ◆既存の施設や活動などが持っている魅力を一層引き出していく都市空間演出を先導的に行い、景観に配慮された魅力的な屋外広告物を増やすなどの景観の維持向上を進めます。

（3）新たな景観づくりの創出

社会実験や暫定利活用等により、都市の魅力や活力を高める新たな景観づくりが連鎖していくことを目指します。また、そうした景観づくりを可能にする制度設計やガイド等の作成も検討します。

- ◇コンペやプロポーザル、市民参画などを通して、高度な技術力と多様なアイデア・工夫を活かした公共施設のデザインを進めていきます。
- ◆未活用の場所・時間のシェア、他分野との連携などにより、小さな景観づくりの活性化を進め、地域の財産となる居心地の良い場づくり（プレイスメイキング）を進めます。
- ◆新たな景観の見方や住民・事業者の共感を生み出すコミュニケーションのデザインを通して、シビックプライドを醸成していき、多くの人々の景観づくりへの参画を促していきます。

4 景観づくりの普及と協働

（1）景観づくりの評価と発信

様々な景観づくりの取組について評価を行い、その効果や意義を発信していきます。これにより、景観づくりの活動の輪をひろげていくとともに、外部評価の獲得を目指していきます。

- ◇良好な景観づくり事例の発信を通して景観づくりへの意欲を引き出していけるよう、魅力ある景観を活かした取組や継続的な景観づくりの取組に対する表彰・支援を充実させていきます。
- ◆景観行政の成果と課題を蓄積し、次の施策に活かしていくため、景観行政の取組を記録・評価した白書等の作成を検討していきます。
- ◆それぞれの景観づくりの取組の検証を通して、良好な景観づくりがもたらす様々な価値や効果を明らかにしていくことで、景観づくりの意義を発信していきます。

（2）景観づくりの担い手の充実

学校教育や生涯学習などの様々な機会をとらえて、景観づくりの意識の醸成や知識の習得を図ります。さらに、地域の新たな人材の育成や様々な人・団体の連携を進め、担い手の充実を図ります。

- ◆身近な景観への関心や愛着を深め、多くの市民が景観の見方や取り組み方を身に付けていけるよう、小学校の総合学習の一環として景観教育の導入を進めます。
- ◆市民向け景観づくり講座などを通して自ら景観づくりに取り組む主体を増やし、地域で協働して景観づくりを進めていく担い手を育てていきます。
- ◆地域の様々な課題を横断的・多面的に解決していく景観づくりとしていくため、福祉や環境保全などの他分野と連携する地域体制づくりを進めます。

（3）市民・事業者の取組の支援

地域の主体的な景観づくりを起こしていくため、情報提供・技術支援などを行います。また、各活動を自律的に持続させていくため、制度運用の工夫や人的・物的マッチングなどによる支援を検討します。

- ◇地域まちづくり条例と連携して、主体的な景観づくりの取組に対する技術支援や財政支援を行い、様々な活動を始めることのできる状況づくりを進めます。
- ◆景観づくりに取り組む人と場をマッチングするプラットフォームを通して、地域の人的・物的な資源を活かした協働の活性化を推進していきます。

【凡例】

- ◇：現行景観ビジョンから継続する取組
- ◆：改定景観ビジョンでの新規・拡充の取組

